

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、このような武力を背景にした、一方的な現状変更は断じて容認することができない。

ここに都留市議会は、ロシアに対し即時停戦し、ウクライナ国内から完全撤退し、また、この侵攻は2月24日から1カ月が経とうとしており、長期化することにより、更なる民間人への被害拡大が懸念されるため、早期に真の対話と、交渉の道に戻るよう強く求める。

日本国政府には、国際社会と緊密に連携し、ロシア軍の即時撤退と、武力に頼らない平和の実現に全力を尽くし、ウクライナの主権回復と安全確保、人道的な支援に向けて万全を尽くしていただきたい。

さらに、ウクライナに在留する邦人の確実な保護に努めるとともに、我が国へのサイバー攻撃や、エネルギー輸入制限等による国民生活への影響を最小限に抑えることを併せて要望する。

以上決議する。

令和4年3月23日

都留市議会